令和９年度 宮城県立西多賀支援学校高等部（病弱）入学者募集要項

宮城県立西多賀支援学校

１　募集定員

高等部　第１学年　１１名

単一障害（病弱）	１学級　８名
重複障害（病弱と他の障害を併せ有する）	１学級　３名

２　募集学科及び修業年限

(1) 募集学科　　高等部　普通科

(2) 修業年限　　３年

３　出願資格

学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の病虚弱である者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（病弱）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

なお、同時に以下の『５出願条件(１)～(３)』の条件を満たしていること。

※県外に住所を有する者については、『令和９年度 宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項　５　県外からの出願』を参照。

４　併願の不可

出願できる県立特別支援学校高等部及び専攻科は一つの学校に限るものとする。また、県立高等学園及び公立高等学校との併願は認めない。

５　出願条件

(1) 病虚弱である者で今後３年間継続して治療が見込まれる者。

(2) 主治医が独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院の医師であるか、仙台西多賀病院の医師と連携がとれていること。（主治医が仙台西多賀病院の医師でない場合は、仙台西多賀病院の医師による意見書が必要となる。）

(3) 自宅からの通学にあたっては、保護者の責任の下に自立通学又は保護者等の送迎が確実に行えること。

６　出願手続

(1) 志願者は、出願に必要な書類を本校ホームページよりダウンロードする。

(2) 志願者は、入学願書及び本校校長が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は本校校長に提出する。なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒１通（長形３号封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）と併せて、本校校長に送付すること。

(3) 出願書類を受理した本校校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は出身学校長から受検票を受け取る。

(4) 出願に係る手数料は、徴収しない。

(5) 本校において受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取消等があっても返還しない。

７　出願書類の提出

(1) 出願書類

① 入学願書（本校所定の様式：本人・保護者記入）

② 宮城県公立高等学校入学調査書又は本校所定の調査書（学校記入）
ただし、令和３年３月末日までに卒業した者は、出身中学校又は中等教育学校、特別支援学校中学部の卒業証明書で代えることができる。

③ 個人調査書（本校所定の様式：保護者記入）※両面印刷したもの

④ 診断書（本校所定の様式：主治医記入）・・・・・・・・・・・・教育相談時に配付

⑤ 意見書（本校所定の様式：仙台西多賀病院医師記入）・・・・・教育相談時に配付

（※意見書作成のために仙台西多賀病院小児科を受診する必要があります。受診時は、紹介状を持参してください。ただし、主治医が西多賀病院の医師の場合、意見書の提出は不要です。）

⑥　県外からの志願者は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（原本）

(2) 提出

①　出願期間　令和９年２月９日(火)から令和９年２月１６日(火)

②　出願場所　宮城県立西多賀支援学校　事務室

③　出願時間　午前９時から午後４時までとする。(最終日は午前１１時までとする。なお、郵送の場合も受付最終日の午前１１時までに必着のこと。)

④　出願方法　直接持参又は郵送

８　出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第３号）により出身学校長を経て、速やかに本校校長に届け出るとともに、受検票を返還すること。

９　追検による選考の実施

(1)　第一次募集選考日当日に本校で実施する諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

(2)　追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

イ　インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

ロ　その他やむを得ない事由のある者

(3)　第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、本校校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。

(4)　追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

(5)　実施上の手続きは以下のとおりとする。

イ　やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検者は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡をする。

ロ　当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後４時までに、本校校長へ電話等で連絡する。

ハ　当該出身学校長は、令和９年３月４日(木)午後５時までに、追検による選考申請書（様式第７号－１）に証明書類等を添付し、本校校長へ持参又は郵送する。

ニ　申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という）を受理した本校校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第７号－２）を送付する。

ホ　追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。

ヘ　追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずＦＡＸ等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

10　入学者選考について

(1) 期　　日　　令和９年３月３日(水)　※追検による選考日　令和９年３月９日(火)

(2) 場　　所　　宮城県立西多賀支援学校

(3) 選考方法　　生徒の実態に応じ「学力検査と面接」又は「面接のみ」のいずれかを指定する。

①　学力検査　　「国語」、「数学」、「英語」

②　面　　接　　(生徒及び保護者)

(4) 日　　程

・　受　　付　　８：３０　～　８：５０

・　諸 連 絡　　８：５０　～　９：００

・　学力検査　　９：１０　～　１１：３０

・　面　　接　　９：１０　～　１３：００（学力検査受検者は１１：４０～１３：００）

(5) 合格発表及び通知

①　令和９年３月１５日(月)　午後３時

② 合格者を本校玄関に受検番号により掲示する。結果に係る通知は、出身学校長及び出身学校をとおして本人に通知する。なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒１通（角形２号に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を本校校長に送付すること。

③ 電話等での合否の問い合わせには一切応じない。

(6) 学力検査教科別得点の簡易開示

学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検生等は、本校に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日から１か月間とする。

(7) 諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

① 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が本校に出願する場合、諸検査等について、事前に本校校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、本校校長に受検上の配慮申請書（様式第８号－１）により申請すること。

② 受検上の配慮申請書（様式第８号－１）を受理した本校校長は、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第８号－２）により通知する。

11 第二次募集について

(1) 第二次募集の実施

① 合格者数が募集定員に満たない場合について、第二次募集を行う。

② 第二次募集を行う場合の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

(2) 出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。ただし、以下のいずれかに該当しない場合でも、本校校長がやむを得ない理由があると判断した者は出願できるものとする。

① 県立特別支援学校高等部及び専攻科の第一次募集を受検し合格していない者又は本県の県立特別支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者。

② 県立特別支援学校高等部及び専攻科の第一次募集又は県立高等学園等の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者。

③ 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない理由により本県の県立特別支援学校高等部及び専攻科に出願しようとする者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことを確認できる者。

(3) 出願制限

① 出願できる県立特別支援学校高等部及び専攻科は、第二次募集を実施する県立特別支援学校高等部及び専攻科の一つに限る。

② 県立特別支援学校高等部及び専攻科並びに県立高等学園等の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

12 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第４号）により出身学校長を経て本校校長に届け出ること。

13 教育相談について

(1) 本校を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。

(2) 高等部出願に係る教育相談では、出願希望者から本校高等部の教育について質問・希望等を伺いながら、教育課程について具体的に説明する。また、検査時に必要な配慮事項等について確認する。

(3) 教育相談及び出願についての問い合わせ先

宮城県立西多賀支援学校
〒982-0805　仙台市太白区鈎取本町２丁目１１番１７号
TEL（022）245-1183　　FAX（022)245-8454　担当　主幹教諭　長澤 祐樹